

## 販売行為等を伴う利用について

### ◎初めてご利用される方へ

『文化施設オルモ』を初めてご利用される場合は、皆様のご利用内容を把握することを目的として『団体等登録書』の提出をお願いしています。

ご利用にあたり、販売・営業行為を伴う場合は、「物品販売申請書」をご提出ください。  
なお、この場合はご利用料金が異なりますのでご注意ください。

### ◎販売・営業行為とは

一般または特定の人（会員等）を対象とした物品販売（カタログ販売を含む）やこれらを前提とした相談会、予約や斡旋などの営利を目的とした行為を指しています。

また、新聞やチラシなどで参加者を募集し、有料で実施する講習会や講演会、参加費が無料であっても、商品説明などがされる講習会・占い・人生相談会・個人経営事業説明会、資格認定機関から委託され実施する資格取得に必要な講習会なども営業行為とみなします。

（その他の例）

- 人材派遣業者や事業請負業者が登録社員・派遣社員を獲得するための説明会、面接
- 〇〇教室という名目で、関連商品の斡旋・予約・販売を行うもの
- 企業の経営・拡張・独立などフランチャイズなどの相談会
- 企業またはそれに準ずる団体が、自社以外の者を対象に行う説明会や会議
- 学校法人等が入学者を募るための催し物

### ◎利用できる部屋

販売・営業行為を伴う利用の場合は、アトリエ・ギャラリー・情報研修室をご利用ください。

### ◎利用料金

販売・営業行為を伴う利用の場合の利用料金は規定料金の額に、平日は 100 分の 300 を、土・日・休日は 100 分の 500 を乗じて得た額とします。

★ なお、参加者や購入者に誤解を与えたりトラブルの原因となる可能性のある次の事項については施設のご利用はできません。

- 「万病に効く、病気が治る」などと宣伝した健康食品・健康器具などの販売
- 「幸運を招く、悪霊を払う」などと非科学的な効果を表現した仏像・骨董品（美術品としての販売は除く）などの販売
- 常温保存できない食品や臭気の強い食品などの販売
- 青少年に有害な物品の販売
- その他、管理上支障があると考えられるもの

★ 利用許可申請書・催物実施計画書等の内容と異なる使用が判明した場合は、直ちに利用を中止し退館していただく場合があります。この場合、利用料金は返金いたしませんのでご注意ください。